

## 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会資金積立金規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会の資金積立金（以下「積立金」という。）の設置及び管理並びに処分について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 積立金は、備品等購入積立金、運営安定積立金、退職手当積立金、介護保険施設等整備積立金及び人材確保等積立金とし、目的は別表1のとおりとする。

### (積立金額)

第3条 毎年度積み立てる額は、別表2のとおりとする。

### (積立金の管理)

第4条 積立金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によって管理しなければならない。

### (組替運用)

第5条 会長は、財政上必要があると認めるときは運営安定積立金に限り期間を定めて、当該積立金に属する現金を歳計現金に、繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 積立金の全部又は一部を処分することができる場合は、別表2に掲げる場合に限るものとし、一般会計予算に計上して処分する。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名 称	目 的
備品等購入積立金	事務用機器（取得価格10万円以上）及び車輛の整備を図る
運営安定積立金	財政の健全な運営を図る
退職手当積立金	職員が退職した場合に支給する退職金の積立を図る
介護保険施設等整備積立金	介護保険事業所の施設及び付属設備等の整備を図る
人材確保等積立金	人材確保・育成・定着のための積立を図る

別表第2 (第3条及び第6条関係)

名称	積み立てる額	処分できる場合
備品等購入積立金	予算で定める額	事務用機器及び車輛の整備に要する費用の財源に充てる場合
運営安定積立金	同上	財政運営上特に必要な場合
退職手当積立金	同上	退職職員の退職金に要する費用の財源に充てる場合
介護保険施設等整備積立金	同上	施設等整備に要する費用の財源に充てる場合
人材確保等積立金	同上	資格取得費用を負担するなど人材確保・育成・定着を図るための費用の財源に充てる場合